

相談支援専門員の要件となる実務要件

下記の①～④のうち、どれかに該当する者

* A～Eの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみを算定します。

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

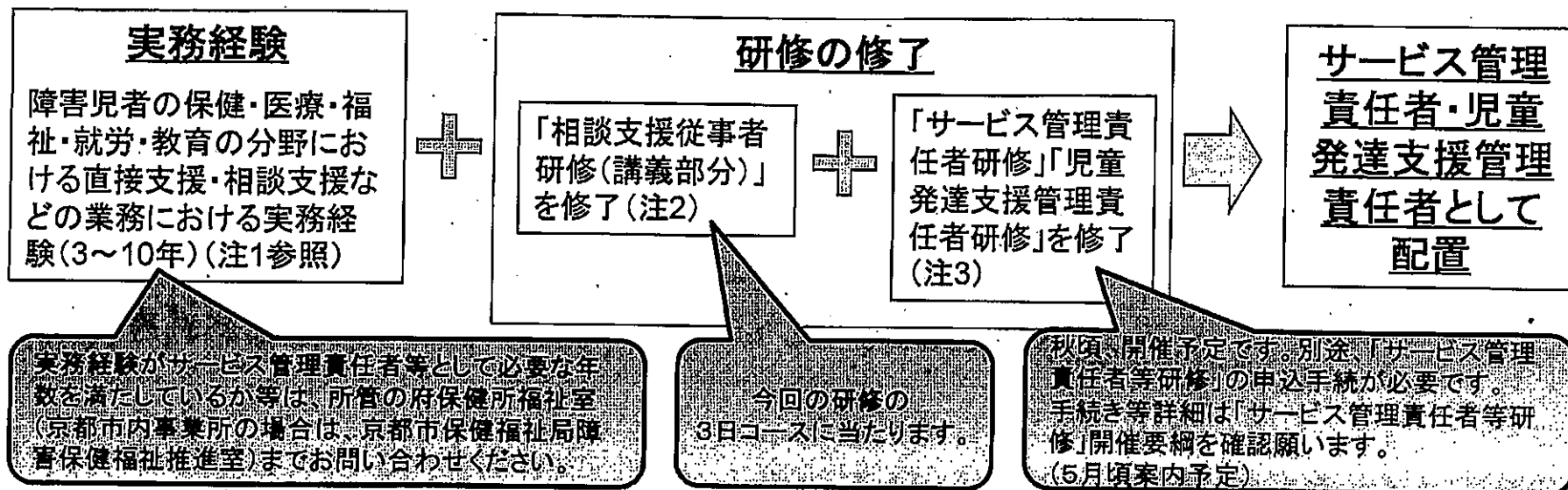
業務の範囲		従事内容	実務経験年数	
相談支援業務	A	ア 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上	
	B	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	5年以上	
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所等の従事者		
		ウ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設の従事者		
		エ 保健医療機関の従事者		
		オ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者		
		カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者		
直接支援業務	I	障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係る施設の従事者	5年以上	
	II	障害者福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者		
	III	保健医療機関又は保健薬局、訪問看護事業所の従事者		
	C	上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～5の資格を有して直接支援業務並びにその指導にあたったもの		
		1、社会福祉主事任用資格者		
		2、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの		
3、保育士				
4、児童指導員任用資格者				
D	上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格該当せず直接支援業務にあたったもの		10年以上	
	E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上	

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室あてお問い合わせ下さい。

◎本資料は、「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)」、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室あてお問い合わせ下さい。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
 - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
 - ・児童発達支援管理責任者については、平成29年3月31日において児童発達管理責任者として置かれている者であって、改正前の実務経験者であったものについては、平成30年3月31日までの間は児童発達管理責任者としておくことができる。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1)実務経験については、次ページの一覧表を参照。

(注2)「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、「相談支援従事者初任者研修」のカリキュラムのうち講義部分(京都府では3日コース)をいう。

(注3)多機能型事業所で複数種別のサービス管理責任者を兼務する場合は「サービス管理責任者研修」のうち該当分野をすべて修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも該当のうち一分野を事業開始後1年までに修了していればよいこととする。

(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

サービス管理責任者の実務要件

- ①a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ②cの期間が通算して10年以上である者
- ③aからcの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して3年以上である者

業務の範囲	対象となる事業・業務等
a	<p>相談支援業務</p> <p>(※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センター iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、教護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター v 特別支援学校 vi 保険医療機関(次のいずれかに該当する者) <ul style="list-style-type: none"> (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの (3)国家資格等(※1)を有している者 (4)上記 i から v に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者
b	<p>直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事等の介護、その者及びその介護者に介護に関する指導の業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導の業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ii 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 iii 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所 iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社又は同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所 v 特別支援学校 <p>次のいずれかに該当する者が、上記直接支援業務のiからvに掲げる業務に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者
c	bのiからvまでに掲げるものであって、bの(1)～(5)の資格を有していないもの
d	国家資格(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」:業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日号外厚生労働省告示第544号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室までお問い合わせ下さい。

児童発達支援管理責任者の実務要件

実務経験者*

- ①イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ②ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつヘの期間が通算して五年以上である者

	期間
イ	<p>次に掲げる者が相談支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務)に従事した期間</p> <p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5) 学校(大学を除く。以下同じ。)の従業者</p> <p>(6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉主事任用資格者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの ③国家資格等(※1)を有している者 ④上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者
ロ	<p>①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務)に従事した期間</p> <p>①社会福祉主事任用資格者</p> <p>②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの</p> <p>③保育士</p> <p>④児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>(3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4) 特例子会社、助成金受給事業所の従業者</p> <p>(5) 学校の従業者</p>
ハ	<p>次に掲げる期間を合算した期間</p> <p>①老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間</p> <p>②老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間</p>
ニ	ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ヘ	国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」:業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市こども家庭支援課までお問い合わせ下さい。